

令和 4 年 亀岡市議会定例会 9 月 議会
提 案 理 由 説 明 書

令和 4 年 8 月 29 日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、9月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、11億4,740万円を追加し、予算総額を422億3,420万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、総務費におきましては、朝日放送グループホールディングスとの連携協定を活用し、積極的にメディアプロモーションを開拓するための経費を広報経費に1,060万円を計上しております。また、令和3年度亀岡市一般会計の決算上に生じた剰余金の一部について、財政調整基金に積み立てる経費として、財産管理経費に9億2,000万円を計上しております。

民生費におきましては、8月22日に、子どもを本気で応援するまち亀岡として「子どもファースト宣言」を行ったところであり、子どもファースト事業の第1弾として、保育所やこども園、幼稚園などで使用するおむつの無償提供・回収を実施する経費として、保育所運営事務経費、施設運営補助経費、公立保育所等施設運営経費及び、教育費の幼稚園管理運営経費とあわせまして、総額1,621万円を計上しております。

衛生費におきましては、安全で適正な塵芥処理を行うため、焼却炉の定期点検に基づく修繕などに要する経費として、桜塚工場運転管理経費

に 6,810 万円を計上しております。

農林水産業費におきましては、本市を含む広域での地域農業発展の機運を高めるための P R 事業に要する経費として、有機農業推進事業経費に 242 万円を計上しております。また、地域における担い手の確保・育成を推進するため、経営維持や発展に必要な機械・設備の導入に係る経費の支援について、今年度の所要額の増加に伴い、地域営農担い手条件整備事業経費に 269 万円を計上しております。

商工費におきましては、観光情報の発信拠点である J R 亀岡駅観光案内所及びかめまるマートの機能強化に要する経費として、観光推進経費に 400 万円を計上しております。

土木費におきましては、地域こん談会等の要望を踏まえ、生活道路などの機能維持を行う事業費として、道路維持経費、道路新設改良事業費、公園緑地管理経費に総額 2,683 万円を計上しております。

教育費におきましては、「まるごとスタジアム構想」のもと、「スポーツ」をキーワードとしたまちづくりを推進するために、バルーンが繋ぐ地域共創プロジェクトを支援する経費として、生涯スポーツ振興経費に、1,000 万円を計上しております。

その他、補助金等の財源を確保した事務事業経費等をはじめとして年間の必要経費を見込み、必要最小限の行政経費の計上を基本に、所要の経費を補正するものでございまして、詳細につきましては、それぞ

れの御審議をいただく過程におきまして御説明申し上げることいたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、市債等の特定財源と繰越金の一般財源で措置いたしております。

次に、債務負担行為につきましては、指定ごみ袋の作製に係ります経費など、計画的な事務執行を進める必要があるものについて、地方自治法第214条の規定により、予算に定めるものでございます。

第2号議案の国民健康保険事業特別会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者が労務に服することができない場合、国から財政支援を受けて、傷病手当金を支給する経費などとして、所要額235万円を追加するものでございます。

第3号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、過年度国庫支出金等の精算による返納金等、所要額5,497万円を追加するものでございます。

第4号議案の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、過年度保険料の精算による還付金でございまして、所要額480万円を追加するものでございます。

第5号議案の下水道事業会計補正予算は、年谷浄化センターの管理運営経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第6号議案の神前財産区特別会計補正予算は、地域振興のための繰出金につきまして、所要額116万円を追加するものでございます。

次に、第7号議案から第11号議案までの5議案は、条例議案でございます。

第7号議案の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、職員が働きながら育児等がしやすい環境を整えるため、育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

第8号議案の亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正は、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動用ビラの頒布について、その作成費用を公費負担とすること等を定めようとするものでございます。

第9号議案の亀岡市立小学校設置条例等の一部改正は、学校規模適正化基本方針に基づき育親中学校ブロックにおいて、より良い学びの場を創出するため、本梅小学校、畠野小学校、青野小学校及び育親中学校を閉校し、新たに育親学園を義務教育学校として設置しようとするものでございます。

第10号議案の都市公園条例の一部改正は、亀岡駅北土地区画整理事業により整備されました亀岡駅北1号公園から4号公園までの都市公園の位置を換地処分に伴い、改めようとするものでございます。

第11号議案の水道事業給水条例の一部改正は、加入金の制度体系を

見直すとともに、口径加入金の額を改正しようとするものでございます。

第12号議案から第51号議案までの40議案は、令和3年度の亀岡市一般会計及び特別会計の決算認定議案でございます。

各会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

第52号議案は、辺地総合整備計画の策定及び変更に関する議案でございまして、東別院町及び西別院町における令和4年度にかかる計画策定及び変更であり、辺地対策事業の活用により地域の活性化を進めようとするものでございます。

第53号議案は、市道路線につきまして、24路線を認定し、6路線を変更しようとするものでございます。

第54号議案及び第55号議案は、水道事業会計、下水道事業会計それぞれの事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。